

平成 27 年 1 月 16 日  
科 発 0116 第 1 号

厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定



### 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等について

厚生労働省では、研究活動の公正性を確保することの重要性に鑑み、これまで「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 4 月 19 日付け科発第 0419003 号厚生科学課長・医政病発第 0419001 号国立病院課長決定。以下「旧指針」という。）を策定し、各機関に対して旧指針を踏まえた厳格な対応を要請してきたところである。

しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、平成 26 年 9 月 19 日に、総合科学技術・イノベーション会議において「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」が決定されたことを踏まえ、新たに「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を別添のとおり定める。

なお、これに伴い、旧指針は廃止する。